

## 議会改革に関する検討調査部会（第3回） 記録

日 時	平成21年11月26日（木） 午後3時01分～午後5時13分	
場 所	杉並区役所中棟4階 第2委員会室	
出席委員 (13名)	部 会 長 河野 庄次郎 委 員 けしば 誠一 委 員 岩田 いくま 委 員 藤本 なおや 委 員 安斉 あきら 委 員 小倉 順子 委 員 斉藤 常男	副部長 横山 えみ 委 員 奥山 たえこ 委 員 中村 康弘 委 員 原田 あきら 委 員 松浦 芳子 委 員 河津 利恵子
欠席委員	(なし)	
委員外出席	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 伊藤 重夫 事務局次長代理 高橋 正美 調査担当係長 鈴木 真理子 議事係主査 小坂 英樹	事 務 局 次 長 佐野 宗昭 調査担当係長 小林 一夫 議 事 係 長 中島 廣見
議 題	1 前回記録について 2 議会基本条例規定事項 【住民と議会の関係】について 3 行政視察について	
発言要旨	別紙のとおり	

## 議会改革に関する検討調査部会（第3回） 発言要旨

発言者	発言内容
部 会 長	開会する。 <span style="float: right;">（午後3時01分）</span> 《前回記録について》
部 会 長	前回の記録について、これでよろしいか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕 ご承認いただいたので、現時点以降公開させていただく。 《議会基本条例規定事項 【住民と議会の関係】について》
部 会 長 事務局次長	今回は、住民と議会との関係について調査研究を行う。資料について説明願う。 議会基本条例を調査・研究していく上での前提として、二代表制の考え方について資料をご配付した。栗山町の議会基本条例の制定に携わった北海道大学の神原勝名誉教授の記載の要約である。 栗山町の前文の意味を四つに整理し、 両機関の政治的対等性、 機関対立主義の原則、 議会の争点形成機能、 議会の意思決定機能としている。 これらは、いわば、決定という形式の行為よりも過程の持つ実質の意義を重く考えるわけだが、このことは、議会の最終的な議決行為を、決して軽んじているわけではなく、逆に決定を重んじるからこそ、その内容を充実させるために、決定の前段における討議の意義を強調することになる。 次に、論点・争点の形成をめぐる機関対立がきちんと作動するために、栗山町議会基本条例にいう、その前提としての両機関の「異なる特性」の意味が明らかにされなければならない。東京大学名誉教授西尾勝氏は、首長は「統合機能」に優れ、議会は論点・争点を多様に提起する「代表機能」に優れていると指摘しているが、このことが「異なる特性」の意味内容である。首長と議会の代表機能には、広義と狭義があり、そうした両機関がその特性をいかして、市民意思をいかに自治体の意思決定に的確に反映するかをめぐって競い合い、協力し合えば、最良の意思決定を導き出す可能性が高まる。議会基本条例は、このような可能性をひろげる術として二代表民主制を理解していると思われる。 議会が形式的な決定行為のみ重んじて、「議会は決定機関」などと一方的に宣言するのではなく、二代表の機関対立を軸に、自治体としての意思決定過程における各主体の相互作用によって論点・争点を形成することこそが議会の第一義的任務と考える。そこに栗山町議会基本条例の最大の特色がある。条例の前文が「自由かつ達な討議をとおして、これら論点・争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である」と述べていることの意味をこのような文脈で理解したい。 そして、次の課題は、最良の意思決定を導くために、どのように討議の場と方法を設計するか、ということになる。 以上が要約である。 本日の議題である住民と議会の関係に関する資料について説明する。 議会基本条例規定事項 【住民と議会の関係】について、まず、条例の基本的な考え方として、住民が議会の活動に参加するという考え方をその基礎としており、住民参加の方法としては、議会報告会あるいは一般会議の開催、参考人制度・公聴会制度の活用、請願・

	<p>陳情等を規定しているという議会が多い状況である。</p> <p>その具体的な規定事項として19項目を記載した。情報公開／説明責任、委員会等の原則公開、一般会議（議員及び住民との自由な意見交換の場の設置）、参考人／公聴会の活用、請願／陳情の位置づけ、請願／陳情提案者の意見を聴く機会、団体・NPO等との意見交換の多様な場、議案に対する議員別賛否の公表、議会モニターの設置、議会報告会、議会による住民投票、議会サポーター、傍聴者の意見を聞く機会の設定、資料の住民への事前提供、広報・広聴会議の設置、議長等の選出過程の透明化、議員活動の評価、平日夜間・土曜議会、議会白書。</p> <p>前回のご審議の中で部会員から、条例の採決状況といった質問があったので、6自治体について記載した資料をご配付した。</p>
部会長	ご意見等あれば。
A 委員	<p>情報公開や資料の公開などで杉並区議会はかなり進んでいる。一番なじみが薄いのは一般会議の設置である。</p> <p>杉並区の場合、定数からいうと、1人の議員当たり区民1万人ぐらいで、非常に距離が遠い。近づけるためにも、区民の方と直接話をする場がきちんと確保されていたほうがいい。しかし、難しいポイントは、自由に意見交換をしたとしても、そうした意見を受けて、議会としてどのように実現を担保していくのかである。</p> <p>ただ、委員会での請願・陳情審査の際、杉並区は、現状では暫時休憩中に提出者の説明聴取を行っているが、議会によってはそれを議会の中で議事録をとっているところもある。そうした試みがなされれば、区民との距離も大分近寄ると感じている。</p>
部会長	提出者の区民の扱いについては、慣例だけなのか、それとも法的な根拠があるのか。
議事係主査	委員会に出席できる者としては、委員のほか、執行機関、百条調査の証人、公聴会の公述人、それから委員会書記、参考人であり、基本的には法律上限定されている。それ以外に規定のある議会で、委員会の中で住民が発言をしているところはある。
事務局長	区の場合、基本的には請願・陳情の提出者については、委員会等の正式な出席という形の扱いをしていない。非公式の場での発言という形になるので、議事録には載せない。そのために暫時休憩という形をとり、休憩中に意見を聞き、委員からの質疑を受けて、それが終わった段階で委員会を再開して、正規の会議録に残る委員会に戻る、便宜上そういう取り扱いをしている。
B 委員	杉並区でも議事録に残す形で行ったほうがいい。
部会長	一般会議のように、議員及び住民の自由な意見交換会の設置について、基本条例をもし制定するとすれば、その中にこの項目をまず入れるべきかどうか。
C 委員	一般会議というのは、議会外の活動か。
事務局次長	議会としての活動になる。
D 委員	区民といろいろな意見交換というのは、当然やるべきことだと思うので、こうした場がなければ意見交換ができないとなると、逆に疑問を感じる。
E 委員	日ごろ、支持者を前に行うものと異なり、議会としてきちんと意見交換の場を設けたり、報告会を持つということ。それから、この議論の前に、基本条例において住民が議会の活動に参加するという考え方を基礎にしているので、この点で一致できるかどうか前提になる。

部 会 長	議員と住民の自由な意見の交換の場ということ言えば、今までの杉並区議会においては余りなされてこなかった。
D 委 員 議事係主査	<p>どんな場合にこういう形で開くのかイメージが浮かばない。</p> <p>栗山町の場合、個人や団体、グループから希望があれば開会中・閉会中を問わず可能な限り対応している。議会からも声をかける場合もある。具体的には、商工会議所との間でコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりの推進、農業委員会との間で農地流動化の現状について、役所の行政担当課と第5次総合計画について、小中学校教職員との間で栗山町の教育の現状等のテーマで開催されており、相手先は多岐にわたっている。</p> <p>議事録をとっており、栗山町議会の正副議長を初めとして、ほぼ全議員が出席している。</p>
D 委 員	<p>今のイメージで考えると、今まで我々がやってきていることを議会としてやるということだと思う。それは決して悪いことではないが、そうしなければできないのかが疑問。それがなければその議会が遅れていると判断するものなのかどうか。ただ、皆で聞けば皆の認識になるという意味での議会全体のレベルアップということが図れる点では積極的な意味はある。</p>
B 委 員 部 会 長	<p>栗山町議会のケースで、メリットとデメリットは、基本条例に載せること自体、いい方向でということでは。</p>
A 委 員	<p>以前、栗山町の議会の方にお聞きしたことがあるが、住民からのいろいろな質問に答えられない議員がいるのではないかと、なかなか議員にとっては厳しい場面になるのではないかと、質問に、もうそれはそのままやる、だからかなり皆さん冷や汗かいてやっているとの回答だった。</p> <p>自分で行う議会報告会は自分にとって悪い話はしないので、議会全体の報告会とは全く意味が違ってくる。</p>
F 委 員	<p>要請があれば出る形態と、議会を何班かに分けて、自分たちが会場設営から受付から全部行って、しかも費用弁償はないというもう1つの形態がある。</p> <p>その場合、政党や会派が行うものとは別に、議会人としてその活動をきちっと整理して住民に報告して、意見をちょうだいして、また議会に反映させるものとして位置付けられる。</p> <p>ただ、大都市と中小地方都市の違いがある。人口規模や、それから杉並という特殊性、そういう総合的ないろいろな条件を考えてやらないと、実現する上で大変な問題がいろいろ出てくる。</p>
G 委 員 議事係主査	<p>一般会議で取り上げるテーマの選定はどのように決められているのか。</p> <p>議会から要請する場合と、団体や個人のグループから要請がある場合、いずれの場合もテーマについては特に決まりはなく、行政計画については役所とも行っている。</p>
H 委 員	<p>栗山町の場合は一般会議と議会報告会を分けているので、位置づけがほかの自治体と違う部分もある。一般会議のほうはテーマもその団体に沿うようなものを設定して、場合によってはその団体が行政の一部局であることもある。</p> <p>議会報告会の場合は、その直前の議会での議案等々、予算の結果等を説明することはあったと思うが、自由に町民とやりとりをするものと大きく2つに位置づけを分けている。</p> <p>先ほどB委員から質問があったメリットとしては、議会が身近になったとか、争点があるいろいろあったり、いろいろな意見があるということが、複数の議員が出ている場で接する</p>

	<p>ことによって改めてはっきりした等、議会報告会に参加した住民からのメリットとして挙げられていたアンケート結果があった。</p> <p>議会、議員にとってのデメリットとして、そういう場を設定して議員が出ていくことによって、改めて議会はだめだと認識されるということもあるという点。デメリットという意味では議会、議員のほうにはある。</p>
F 委員	<p>質疑に答えるためには議員が勉強しなければいけない。自分の選挙地盤を離れていくので、議員の能力が評価されることになる。言葉は悪いが、丸裸になる、という実態がある。今H委員も言われたように。大変デリケートで難しい問題が内在している。</p>
E 委員	<p>住民にとって議会が身近なものになるためには、議会の中のこれまでの慣例や慣用語、我々がごく当たり前のように使っている言葉や仕組み、それをもう一度見直してわかりやすいものに変えていかないと、幾ら情報公開とか議事を身近なものと言っても、絵にかいたもちのようなところがある。</p> <p>例えば請願・陳情のシステムをどうやってもっとわかりやすくするか。請願や陳情という言葉、それ自体がもう対等ではない。その点も含めて杉並から変えていくことにすれば、杉並らしいものができるのではないか。</p> <p>持論であるが、幹事長会のあり方、議長選挙のあり方や仕組み等も含めて変えていかなければならない課題。住民には本当にわかりにくい。</p>
I 委員	<p>議会による住民投票とあるが、経過や背景を具体的に知りたい。そもそも議員は選挙で選ばれているので、さらに住民投票をして判断をするというのは、何かすっきりしない。ただ、それを入れたということは、何らかのいきさつがあるものと思われる。今後議会基本条例をつくるかどうか別にしても、議論の1つの要素になってくる。</p>
議事係主査	<p>条例改正により設けられた規定であるが、施行はことしの1月1日からで、まだ一度も行われたことはないが、なるべく住民の意思を尊重したいという考え方が根底にあるものと推測している。</p>
A 委員	<p>議会としてではなくて、行政として今少しずつ常設型の住民投票が進んでいる。しかし議会が自主的にやるという制度だとすると、かなり珍しいのでは。</p>
議事係主査	<p>栗山町は、杉並と異なり自治基本条例がないという前提はあるかと思われる。</p>
G 委員	<p>栗山町が規定している団体やNPO等との意見交換の場について詳しく知りたい。</p>
F 委員	<p>今の流れは、住民との対話を重ねて、住民の意見の中から問題点を拾って政策化しようということではないか。必ずしも自由に意見交換したから政策化、あるいは議員の条例提案とはならないが、そうした意欲を示したものであると理解している。</p>
部会長	<p>議会サポーターとは。</p>
議事係主査	<p>メンバーは、学識経験者3名、北海道の地方自治研究所主任研究員の方1名、東京財団政策研究部研究員の方1名、合計で5名で7月に開催している。メンバーは無償で参加するほか、事前にサポーターとしての登録をする手続になっている。今までは審議会のような組織は役所側にしかなかったが、議会も積極的に第三者の知恵をかりるとの目的で導入された。</p> <p>また、サポーターと別に議会モニター制度があり、別途設置要綱が設けられている。定員は10人以内、年齢が18歳以上の町民。かつ、公務員、各種議会議員、または各種行政委員でないこと、あるいは町議会の仕組みや運営に関心があること等の資格が設けられてい</p>

	<p>る。</p> <p>モニターがサポーターと異なる点は、会議を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書により提出すること、「栗山町議会だより」及びホームページに関する意見を文書により提出すること、議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること、1年に1回以上町議会議員と意見交換を行うこと等。モニターから提言等が提出されたときの扱いについては、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとしている。その検討結果は提出した町議会モニターに通知をすること、それから議長がそれを公表するという事になっている。モニターはあくまで公募であり、任期は2年とし、再任を妨げない。サポーターと同じく無償である。</p>
F 委員	<p>これらは必ずしも定着したものではないと考えなければならない。栗山町の条例は改革の積み重ねて出来たものであり、これでもか、これでもかと考えてやっている。サポーターとモニターの位置づけが揺れ動いてくることもあり得る点は頭に入れておく必要があるのではないか。</p> <p>また、学者も、基本条例が1つの流行になっており、そういうところに着目して全部先行的な提案をしてくる。だから、現実性と効果性、あるいは実現性があるのかということをよく吟味する必要がある。栗山町は1つの過程であって、これが完全な形かといえば、そうとも言えない。</p>
A 委員	<p>福島町議会のホームページを見たが、議員活動の評価について、なかなか厳しいことが書いてある。基本的に自己評価なので、こういうテーマに取り組んでいるということがわかる。公表するかどうかはあくとして、非常に参考になった。</p>
E 委員 議事係主査	<p>福島町の傍聴者の意見を聞く機会の設定とは、具体的にどういうものか。</p> <p>本会議でも委員会でも制度としては可能だということだが、本会議では実績がなく、常任委員会でことし5月に一度行われている。手続としては、議案審査の中で、説明員に対する質疑を終結した後、委員間討議を行い、その際に、議案について詳しい傍聴者の意見を参考までに聞いた。質疑はせず、意見だけを聞いたとのことである。</p>
D 委員	<p>今杉並区で傍聴者の意見を聞く機会を設定したとすると、際限もないものになってしまうのではないか。福島町の例はあるとしても、議員は、議会で住民の代表として来ている場で議論をするので、直接民主主義とはやはり違う。議員の役割として、それまでの過程で意見を多く聞いてくるということを前提として議会が成り立っていると思う。参考人の形で皆が納得して呼ぶ場合なら別だが、違和感がある。</p>
C 委員	<p>これらはあくまでも形式であって、その根底にある、何ゆえこういうふうなことを設置したのかをもう少し問題認識から深める議論があったほうがいい。栗山町がマスコミ等で報道されている関係もあり、1つのトレンドになっている。しかし、栗山町は成立後3年経過しているが、実際に町政がよくなったのかどうか、町民満足度が上がっているのか数値で知りたい。結局変わらないのかも含めて客観的に検証をし、それと同じような問題が杉並区にもあるならば、区では、こういうやり方で解決していくしかないということからスタートしていけば納得できる。栗山町と同じことを杉並区でもやろうというだけでは、余りにも表面的な議論で終わってしまい、意味がない。そういうこともしっかり検討していくべき課題ではないか。</p>
部会長	<p>基本条例を杉並としてこれから検討していくための大前提は、大都市としての杉並が、</p>

<p>J 委員</p>	<p>先進都市の栗山町を参考にしながら、もしつくとすれば、どういう形でつくるべきかの1つの参考にしているだけであり、そのまま取り入れようということではない。</p> <p>傍聴者の意見を聞く点についてはおもしろいと思う。混乱することもあるかと思うが、傍聴者の中には専門家の人も来ているだろうし、そういう人がこれだけは言っておきたいと。この制度が設けられた理由は、町民の傍聴意欲を高めるためと条文に記載があるが、傍聴者の意見を聞くことによって、区民の政治への参加度が高まるということではないと感じる。</p> <p>いろいろな取り組みがあると思うが、我々がどういう改革をしたいのか。傍聴を多く呼びたいのか、それとも単に呼ぶだけでなく意見表明権を与えたいとか、それから我々がもっと調査活動を強めてさらに発信していく機能を強めていきたいのかといった杉並の議会改革の方向性によって、これらを採用するかどうかの議論になる。これからの部会を通じてそのあたりを明確にしていけないといけない。</p>
<p>F 委員</p>	<p>地方分権で財源、権限が下へ下へという流れの中で、自治のルールは住民と協働でつくるという考え方が主流になってきている。その場合に開かれた議会をどうつくるか。単におもしろい、おもしろくないというレベルでなく、二元制の中で議会がどうあるべきかが議論になる。</p> <p>したがって、まず本会議や委員会にカメラを据えつけて、来庁者1日6,000人から8,000人が、大型スクリーンでの中継を通じて我々の姿を見せることから必要ではないか。議会が何をやっているかわからないというのが住民の声。都会の人は忙しいから、あっ、やっているんだなという感じを与えることは大事ではないか。</p> <p>次に、「議会だより」のスペースが小さく、答弁も含めて一般質問の内容がわかりにくい、もう少しスペースをあけて、何を問うているのか、どういう答弁をしているのかが一般の住民にわかるようにすることも必要ではないかと考える。</p>
<p>部会長</p>	<p>住民対議会ということで、本当に杉並区議会が今までどういう役割を果たしてきたかについて、改めて我々議会人として検討せざるを得ない、ちょうどそういう時期に来ているのではないかと考える。</p>
<p>部会長 事務局次長</p>	<p>行政視察について 資料について説明願う。</p> <p>「行政視察について」は杉並区議会で行政視察がどのような形で行われているかをまとめた概要であり、目的としては、常任委員会による所管事項調査の一環として、先進都市、基本的には1年で2都市の事例を視察するという取り扱いで行っている。根拠は地方自治法第109条、第100条の第13項。手続は、委員会決定後、議長に対する派遣承認要求書の提出、議長の派遣承認を経て、視察後、視察報告書を提出して完結する。</p> <p>時期は、例年10月から11月にかけて、第3回定例会、第4回定例会の間に実施している。日程は、2泊3日で行っている。</p> <p>過去10年間の視察先を記載し、視察先の地域別内訳をまとめた。平成20年度行政視察予算・決算状況として、昨年度の実績を記載している。予算額は議員1人当たり15万円、決算額は記載のとおりで、概ね11万円前後である。</p>
<p>部会長 E 委員</p>	<p>ご意見等があれば。</p> <p>どのような問題意識があって、行政視察が幹事長会が課題に据えたのか。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>毎年、ある意味では慣例的に先進2都市について各委員会で押しなべて出かけている実績がある。また、地区によって偏りがあることも挙げられる。各委員会を平準化していくのではなく、委員会ごとの問題意識に応じて、充実した調査を前提に日数も1泊あるいは日帰りというケースでも良いのではないかという意見もある。これまでの行政視察について、より目的を明確化した上で、ありようについて考えていくのが本来の姿であろうということで、幹事長会でテーマとされた。</p> <p>そのほか、旅費の支出のあり方が現在のままでいいのかといった議論も含め、現行の行政視察の取り扱いの問題点を洗い直した上で、改善に向けて検討を進めていくべきであろうという意見もあった。</p>
<p>A 委員</p>	<p>毎年行く必要があるのかどうか。区民からもいわれるが、視察先が偏っているのではないか。随行員が必要なのか。</p> <p>旅費の問題で言えば、宿泊費が定額制になっている。実際に泊まったホテルの料金との差額があれば、実費精算すべきである。会派の中でも、制度自体は残すべきだが現状としてそんなに必要があるのかどうかという意見、分野によっては、杉並よりも進んでいるところは少なく、逆に進んでいても杉並に取り入れることが難しいこともあり、その意味で、国内の行政視察というものの意味が大分薄れているのではないか。海外のほうが参考になるところも多くあるが、海外視察に関しては区民の目が大変厳しいので、困難だという意見もあった。</p>
<p>部会長</p>	<p>時期の問題、行き先の問題、随行員のあり方、旅費の問題等が提起されたが、ほかに意見は。</p>
<p>G 委員</p>	<p>今の点以外で、手続上何か問題はないのか。委員会での決定が必要なはずだが。</p>
<p>事務局長</p>	<p>これまでの慣例に従い、委員会の中で、委員長からお諮りをして、最終的には採決で意思を決定しているわけではないが、委員会での決定はされているととらえている。それに基づいて、議長に対して委員長名で派遣承認の請求書が出てくる。事務局とすれば、手続上何か問題があったという認識は持っていない。</p>
<p>G 委員</p>	<p>今までの慣例の中でそれはやってきており、委員会での決定といっても、委員会を閉じた後に決めている。本当に委員会での決定といえるのかどうかを含めて、手続き上も見直していかなくてはいけないのではないかと問題提起したい。</p>
<p>副部会長</p>	<p>どの委員会も、どこに行きたいかではなく、何を勉強したいかを重要視している。その点を対外的にもより明確にしていく必要があるのではないかと。</p>
<p>部会長</p>	<p>実際は正副委員長一任で行われてきている場合が多いと思う。時期の問題もあるが、それはテーマによって随分違ってくる。そのときの委員会の課題があればそれを中心に行ってもらおう等、柔軟にこれから考えていく必要があるのではないかと。</p>
<p>J 委員</p>	<p>すでに杉並区で取り組んでいることでも、視察に行くとき少し違いのあるケースもある。ただ、その小さな発見からすると効果が薄いと感じている。国内でも真剣に探せば視察先は見つかる。もう少し議員一人一人も視察先について、時間をかけて真剣に考える機会を持つだけでも十分よくなっていくと考える。</p>
<p>C 委員</p>	<p>海外に行ったところで、それを身につけるだけの能力がむしろ我々にあるのかと言われるれば、疑問を感じる。</p> <p>まず、行き先の選定自体にかかわったことがない。どうかと思う視察先やテーマもあっ</p>

	<p>たが、行けば行ったで、いろいろな角度で勉強になる部分が全くないということはない。当然、委員長、副委員長は真剣に区政の今の課題を考えて選定されていると思う。ただ、時期や費用の点で一律的な、固定的な部分は、枠を外してフレキシブルに考えてもいいのではないか。</p> <p>海外も、逆に言えば国内よりも海外のほうが安いこともある。海外でなければいけないわけでもなく、海外ではいけないというわけでもない。実をどれだけ費用対効果でとっていくのかというところをベースに考えていけばいいのではないか。</p>
F 委 員	<p>視察は即効性はない。しかしながら、見聞を広めるということは、年数がたてばたつほど効果が出てくる。委員長の運用上の問題で幾らでも改善できる。1泊でも日帰りでも、議長に申し出てきちんとやれる。正副委員長に一任しているという我々の意識の低さも問題である。</p>
副 部 会 長	<p>海外については、ヨーロッパに行けば地方自治というのはこういうものかと勉強になる点も多い。経験からすれば、今後も行政視察は中止しないで続行する。運用で改善を図っていく、そして住民の批判にこたえる、こういうスタイルを編み出していったほうがいい。</p> <p>確かに海外はいろいろな意味で見聞を広げると思う。ただ、それがどう区民の認識と合うかという点が問題で、これが視察の俎上にのるかどうかというのは、みんなでまた議論しなくてはいけない。机上ではなくて、本当に動いてみて、そのこの現場の人の話を聞く、それは本当に意義が大きいというのが視察のメリットと考える。</p>
E 委 員	<p>公費で飲み食いしていた時代には視察に参加しなかった。その後視察に行く前に飲食費を集めるようになり、参加するようになった。かつては温泉地に行っていたり、区民がその視察先に見に行くということもあった。そういう経過があったので、杉並区議会は結構ちゃんと勉強している。</p> <p>かつては視察先で質問する議員も少なかったり、他の自治体の理事者が一生懸命説明しているのに居眠りしているような議員もいたが、大分変わった。報告もきちんとしている。税金を使うので、杉並区議会がどういう視察しているのかということもきちんと説明すれば、住民も納得する。他ではほとんど視察に名をかりて遊びに行っているというようなところも結構ある。杉並の場合は、改革されているということもちゃんと正しく伝えないと、無駄な税金を使うなという話ばかりしか出てこないということがある。</p>
F 委 員 部 会 長	<p>公務という意識を持たないといけない。やはり公務の意識を持って視察をまじめにやる。そうならば、区民も批判しない。</p> <p>次回は旅費を中心に意見交換したい。</p> <p>次回は 26 日木曜日に開催する。</p> <p>本日の会議はこれで閉じる。</p> <p style="text-align: right;">(午後 5 時 13 分)</p>